

議案第 1 1 号

城陽市印鑑条例の一部改正について

城陽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出
(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市印鑑条例の一部を改正する条例

城陽市印鑑条例（昭和51年城陽市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）で印鑑登録証明書の交</p> | <p><u>（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請）</u></p> <p><u>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申請をする者は、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに印鑑登録原票との照合に必要があると認める事項を当該申請をする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該入力した事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名に係る必要な事項を証する電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。）を併せて送信しなければならない。</u></p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第15条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することが</p> |

付を受けることができる。

(印鑑登録証明申請の不受理)

第16条 市長は、印鑑の登録を受けている者、又はその代理人が、次の各号に掲げるものうちいずれか(多機能端末機の操作により印鑑登録証明書の申請を行う場合にあつては、第2号から第5号までに限る。)に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。

- (1) 印鑑登録証の提示がないとき。
- (2) 所定の用紙以外の文書に押印したものの証明を求められたとき。
- (3) 交付を受けた証明書に、再証明を求められたとき。
- (4) 郵送により証明を求められたとき。
- (5) その他、市長が不相当と認めたとき。

できる。

(印鑑登録証明申請の不受理)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。

- (1) 印鑑登録証の提示がないとき(第14条第1項の規定による申請の場合に限る。)。
- (2) 第13条に規定する方法以外の方法による証明を求められたとき。
- (3) 抹消した印鑑登録に係る証明を求められたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この条例は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

提案理由

市民の利便性向上を図るため、印鑑登録証明書のオンライン申請を開始するにあたり、城陽市印鑑条例（昭和51年城陽市条例第1号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市印鑑条例の一部改正条例要綱

1 改正理由

印鑑登録証明書の申請は、現状では窓口での印鑑登録証の提示もしくはコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による方法に限られている。

市民の利便性向上を図るため、オンラインによる申請方法を新たに設けるもの。

2 改正概要

印鑑登録証明書のオンライン申請開始に伴い、24時間いつでも申請可能となり、証明書は郵送で受け取ることができる。

< 現行 >

| | 窓口申請 | コンビニ申請 |
|------|-------|-----------|
| 必要書類 | 印鑑登録証 | マイナンバーカード |

< 改正後 >

| | 窓口申請 | コンビニ申請 | オンライン申請 |
|------|-------|-----------|-----------|
| 必要書類 | 印鑑登録証 | マイナンバーカード | マイナンバーカード |

3 施行期日

令和8年（2026年）4月1日